

## 令和6年度事業計画 (案)

社会福祉法人・三峰福祉会

居宅介護支援事業所・黎明館



## 令和6年度事業方針

居宅介護支援事業所黎明館は要介護状態にある高齢者が、可能な限りその居宅において希望する生活が営めるよう、多様な事業所の中から選択し本人のニーズにあった保健・医療・福祉及び地域サービスが提供されるよう支援する。

## 令和6年度事業計画

介護保険法に規定される「居宅介護事業」が適切に実施できるよう、当該エリアの各事業所の特徴とサービス内容や地域の社会資源などの情報を把握し、公平・公正の立場から援助が出来るように努め利用者の生活の質の向上を図る。

### 基本方針

#### (1) 利用者と家族個々の人権尊重

利用者の立場、家族との関係などに十分配慮し、人権侵害とならないよう言葉使いや振る舞いなどに注意して接する。

#### (2) 公正な諸サービスの提供

介護保険に関する諸サービスについて、公正中立の立場で連絡調整にあたる。

#### (3) 各機関との連携、適切な業務実施

各サービス実施事業所との連携を密にし、情報を共有することで適切な業務を遂行する。

### 人員等に関する基準

#### (1) 人員配置

管理者(介護支援専門員兼務) 1名

常勤介護支援専門員 2名

#### (2) 取り扱い件数

指定居宅介護支援等の運営基準に規定する介護支援専門員は一人当たり標準担当件数40件。

標準担当件数が40件以上45未満の場合において、ただちに運営基準違反となるものではない。

介護予防支援業務に係る受託について、介護支援専門員一人当たりにつき8件の制限は廃止された。(平成24年改正)。

## 事業所の営業時間

営業日	月曜日～土曜日(毎週日曜、1月1日～1月3日は休業)
営業時間	8時30分～17時30分

## 通常の事業実施地域

通常の事業実施区域は熊本市とする。  
但し、周辺地域については随時相談があつたときに対応するものとする。

## 事業の提供内容

### (1) ケアプラン作成

ケアプラン作成に当たっては利用者の有する身体能力、精神状態、家庭環境などをもとに課題分析を行い、利用者が意欲を持って生活できるよう支援する。サービスの開始に当たっては、利用者・家族へ当該地域における指定居宅介護サービス事業所の一覧、内容、料金、保険外サービス、地域支援事業などの情報を提供し、多様な事業所の中から本人および介護者が選択するサービスが利用できるよう支援するとともに、地域の社会資源を活用したプランの作成に努める。

ケアプランの実施にあたっては、次のことに留意する。

- ①利用者または家族へのケアプランの説明を行い、同意をとった上で利用者とサービス事業者へ計画の交付を行う。
- ②新規サービス計画作成時および更新・変更時にサービス担当者会議を開催する。
- ③1ヶ月に1回以上の在宅訪問を行い利用者の状況の把握を行う。訪問時の状態については経過記録へ記入する。
- ④1ヶ月に1回のモニタリングの記録を行う。

### (2) 関係施設の紹介

利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難な状態となった場合、利用者またはその家族が介護保険施設等への入所又は入院を希望する際は、必要に応じて施設の紹介と入所施設との連携を図る。

### (3) 申請の代行

- ①依頼のあった利用者に関しては、要支援、要介護認定の有効期限の満了する1ヶ月前までに更新申請を代行する。
- ②利用者の身体状況などに変化が生じ、要介護度の変更が認められると判断した場合には、家族などに確認のうえ変更申請など必要な援助を行う。

#### (4) 請求・給付管理

居宅介護支援事業に関する計画費請求、給付管理票の提出については各サービス提供事業所から報告される利用実績を確認後作成し、翌月の10日までに、国民健康保険団体連合会に伝送する。

#### 苦情処理体制

利用者・家族からサービスについての苦情があった場合、苦情を処理する為に講じる措置の概要(別途運営規定に記載)に基づき適切に対応、処理する。

#### 個人情報に関する処理について

利用者のプライバシーに関する記録などについては適切に管理し、正当な理由なく業務上知り得た個人情報をサービス提供事業者以外の第3者に漏洩しない。

#### 研修

- (1) 県、市町村が実施する研修については随時参加する。
- (2) 「植木町介護支援専門員協議会」へ加入し、研修と情報の収集を行う。
- (3) 法人内で実施する研修へ参加する。
- (4) 管理者については、主任介護支援専門員部会に参加し連携や研修会に随時参加する。

